

第 2 9 回長野県景観審議会議事録

平成 15 年 4 月 25 日（金）午後 1 時 0 0 分から
長野県庁 本館 3 階 特別会議室

第 29 回 長野県景観審議会：議事要旨

日 時 : 平成 15 年 4 月 25 日 (金) 午後 1 時 0 0 分から

場 所 : 長野県庁 本館 3 階 特別会議室

出席者 :

- ・ 審議会委員 (12 名)
 - 新 井 優 : 一級建築士
 - 市 川 美 季 : 情報誌編集長
 - 上 原 修 : 長野県広告美術塗装業協同組合連合会副会長
 - 奥 谷 巖 : 信州大学工学部教授
 - 笠 井 篤 : 環境科学研究者
 - 唐 沢 彦 三 : 小布施町長
 - 木 下 徳 康 : 写真家
 - 久 米 え み : 一級建築士
 - 小 坂 保 司 : 長野県広告美術塗装業協同組合連合会会長
 - 滝 澤 かね子 : 環境デザイナー
 - 林 新一郎 : 岡谷市長
 - 樋 口 忠 彦 : 京都大学大学院教授

- ・ 長野県
 - 中 村 芳 久 : 住宅部長
 - 花 岡 隆 夫 : 建築管理課長
 - 伊 藤 袈裟秋 : 建築管理課調整幹兼課長補佐
 - 中 村 茂 弘 : 建築管理課景観形成推進幹兼景観係長 他

配布資料

- 1 景観施策のあり方イメージ
- 2 長野県の景観施策のあり方について (審議会部会報告)
- 3 マスターアーキテクトについて
- 4 景観に関する最近の事例について

1 開会 伊藤調整幹

お待たせ致しました。

出席予定の 1 名の委員さんがまだお見えではありませんが、時間がまいりましたので、ただ今から長野県景観審議会を開会いたします。

私、本日進行を務めます建築管理課調整幹兼課長補佐の伊藤でございます。よろしくお願い申し上げます。

はじめに中村住宅部長よりごあいさつ申し上げます。

2 中村住宅部長あいさつ

景観審議会の開催に当たり、一言御挨拶を申し上げます。本日は、委員の皆様方には、公私とも御多忙のところ、当審議会に御出席いただきまして、厚く御礼申し上げます。

また、日ごろから県の景観形成の推進につきまして、格別の御理解と御支援を賜っておりますことに対しまして、深く感謝申し上げます。本日、御審議をお願いいたします案件は、「長野県景観条例の見直しについて」でございます。

景観条例の見直しについては、昨年 9 月 20 日に開催しました審議会において諮問申し上げたところでございます。その後、審議会を 11 月に 1 回開催し、5 名の委員さんによります部会を 1 月と 2 月の 2 回開催いただいたところです。部会委員の皆様には、本日報告を頂くわけですが、格別なご理解とご協力を頂き改めて御礼申し上げます。

本日は、部会報告に基づきまして景観形成の目指すもの、景観形成の目的、主体、対象、県のあり方などについて答申に向けたご審議をいただきます。答申については、ご意見を踏まえた上で取りまとめたいと考えております。

これまでの審議会で説明申し上げてきたとおり、県内各地において景観に係る問題が表面化しており、真に住民の主体による地域景観づくりや県が果たすべき役割、制度作りが必要となっております。したがって今回頂きます答申は、今後の景観行政の方向を示すものとして非常に重要なものと認識しております。よろしく御審議をお願いしたいと存じます。

一言申し上げまして御挨拶とさせていただきます。

3 会議の成立 伊藤調整幹

それでは、これから会議に入ります。本日の会議は、委員 15 名のところ 12 名の方が御出席されておりまして、長野県景観条例第 24 項第 2 項の規定により、会議が成立していることを報告申し上げます。

4 委員、事務局の紹介 伊藤調整幹

また、これまでご欠席されました委員さんを改めてご紹介します。林新一郎さんです。

林委員

岡谷市長の林でございます。

伊藤調整幹

この4月事務局に異動がありましたので自己紹介を申し上げます。

花岡建築管理課長

建築管理課長の花岡でございます。

伊藤調整幹

建築管理課調整幹兼課長補佐の伊藤でございます。

中村景観形成推進幹

景観形成推進幹兼景観係長の中村です。よろしく申し上げます。

伊藤調整幹

これからの会議の進行は、長野県景観条例第24条第1項の規定により、会長が議長になることになっておりますので、唐沢会長さんをお願い致します。

唐沢会長あいさつ

景観審議会の開催に当たり、一言御挨拶を申し上げます。委員の皆様方には、公私とも御多忙のところ御出席いただきまして、厚く御礼申し上げます。

本審議会は、昨年9月「景観条例の見直しについて」諮問を受け、以降審議会と部会において審議を頂いてまいりました。本日報告を頂くわけですが、部会委員の皆様のご尽力に厚く感謝を申し上げます。今日は、部会からの報告についてご審議を頂き、答申に向けて取りまとめをしていきたいと考えております。

今回の答申は、地域の特性を生かした、長野県らしい、より良い景観形成を推進するための制度はどうあるべきかを提案するものです。有意義な審議が進みますよう、ご協力をよろしくお願いいたします。

6 議事

(1) 長野県景観条例の見直しについて

唐沢会長

それでは、会議事項に入ります前に、本日の議事録に署名していただく委員を指名いたします。上原委員さんと笠井委員さんをお願いいたします。

それでは、審議に入ります。会議次第に従いまして、「長野県景観条例の見直しについて」を議題とします。

最初にアの「部会報告 長野県の景観施策のあり方について」事務局から説明願います。

中村景観形成推進幹

それでは先に送付してあります資料の1、2の説明を事務局からさせていただきます。まず資料の1でございます。景観条例の果たすべき役割りとあるべき姿ということで諮問いたしましたして、11月14日審議会、1月8日と2月4日の2回の部会で意見をいただいたものを集約しますと、おおよそこのようなイメージになるのではないかとということで図表化したものでございます。

その中で、まず理念が大事ではないかということで基本理念ということでまとめてございます。目的、目標とか、誰のため、何のためにやるのか、主体は誰なのか、対象は何なのか、どのようにすべきかという観点に基づきまして基本理念ということでご意見を頂いたところでございます。

内容につきましては、まず一番目でございますが、長野県の貴重な景観は地球全体の資源、財産であるという認識でございまして、景観は私達が居住環境の中で享受できるものであって、生活の中で築き上げなければならないということでございます。また、景観の形成とは、地域の個性を活かして図られ、まちを育てていく動機付けの根本として捉えていかなくてはいけない、とそういうご意見を頂いたところでございます。その3点ほどを基本理念としまして、目的、県のあり方、効果等について審議いただきまして、まず目的とはという形で2点ほどご意見を頂きました。まず一点目は、私達が心地良い居住環境の中で暮らすためではないか、もう一つは、心地良い居住環境を次世代に引き継ぐためではないか、そういうことをかかげていこうではないかということでございます。

それに対して県のあり方はどうあるべきか、ということでご審議いただいたところでは4点ほどございます。一つ目は景観意識の醸成が大事ではないか。2月18日の景観県民意識調査でもありましたとおり、8割は満足しているという結果は出ていますが、まだ保全という意識が低いという中で意識の醸成が必要であるということです。2点目としましては、価値観の共有とか地域ルールの形成支援が大事ではないか、というご意見、3番目として保全すべき地域の指定をしていかなくてはいけないんじゃないか、そういう中で指定地域における規制、誘導支援策が必要ではないかということと4番目として目標、指針の設定、市町村の誘導をして条例化や施策の体系化確立を支援していかなければ、という県のあり方でございます。

そうした施策を行いますと、効果的にはどのようなものが現れるかということですが、7点ほど揚げてございます。地域への愛着心、ふるさとを思う心、などが生まれてくるのではないかとことです。

それを踏まえまして、景観条例の見直しの方向性としてどのような方向性を示したらよいか、ということで4点ほどございます。1点目は開発行為に係る住民参加、情報公開を保障した事前協議プロセスが大事になってくるのではないかと、ということと価値観の共有、県民誰もが共有できる美の概念等が必要ではないかと、続きまして指定地域におけるルール形成等も支援するシステムを作っていく方がいいのではないかと、県と市町村との役割分担も大事になってくるのではないかとということも審議いただきました。詳細につきましては酒井企画員の方から説明いたしますがよろしく申し上げます。

酒井企画員

資料2の長野県の景観施策のあり方、部会報告について、事務局から説明します。

最初にP13をご覧ください。この報告書は、1にあります、部会委員5名によりまして2のとおり2回の部会を開催し、ご意見を集約したものです。

1ページをご覧ください。構成は、5章に区分しており、はじめに、景観形成の理念、景観形成における県のあり方、景観条例見直しの方向性、資料となっております。

2ページをご覧ください。はじめにの1でございまして、景観の基本認識です。この部分の趣旨は景観の定義的な所で、景観という言葉の意味が広いこともありまして、読む人で認識が異ならないように、最初に記載したものです。部会では特に、景観とは人間活動がかかわっている、自然保護、環境保護とは異なるものであるという意見を頂いています。

2の景観をめぐる問題です。ここでは、今回審議会や部会で検討いただく理由や経過、景観をとりまく課題について記載してあります。

3の部会の設置及び審議の経過です。これは、先程P13でご覧いただいたとおりの経過です。特に、下から3行目のとおり、諮問は景観条例の改正でしたが、部会では、その前段から、景観形成の理念の形成の検討について審議をいただきました。

3ページをお願いします。景観形成の理念です。景観形成の理念は、景観形成の基本理念、4ページの目的、5ページの主体、6ページの対象から構成しています。

景観形成の基本理念では、3つの観点から整理をさせていただきました。枠の中の要約をごらんください。以降書き方は同じですが、上の枠の部分が要点、下のに主な部会でのご意見を整理させていただきました。一つ目は最初の「印」のところですが、長野県の景観は日本の原風景であり、人類共通のふるさとということで景観の価値付けをしています。この価値ある資源を私達は居住環境において享受できる、ということで景観利益、権利があるということです。二つ目の「景観」です。心豊かに生活する居住環境の実現のためには、地域の個性を活かした景観を創ることが不可欠。という視点をまとめました。

三番目の「まちづくり」です。まちづくり、まちを育てるという観点から多くのご意見をいただきました。景観形成はまちを育てていく動機付けの根本として、という意味ですが、景観

はまちづくりの一部ではなく、きれいにしようという景観の取り組みがまちを育てていくというご意見です。特にまちを時間をかけて地道にやっていくという観点で、まちづくりではなく、「まちを育てる」という表現にしました。

4ページをご覧ください。景観形成の目的です。大きく2つに分けています。部会の中では、目的として「地域の愛着心を育む」「長野県、日本、地球のために」「次世代のために」という整理も試みましたが、最初にある目的とこれによる効果という観点で、今回整理したものです。1です。ここでは、特に後段で、私達が接している貴重な景観という議論を頂きました。貴重な景観の価値付けをここで言い。皆で守っていこうということが狙いです。

の2です。サステナブルの意識、次世代へ発展の可能性を残すという意見を頂きました。また後段は景観教育の記載ですが、建築物などモノを措置すると同時に景観を受け入れる側の心を育てるという観点です。特に教育については、単に学校教育に責任転嫁するのではなく、大人も意識を持つべきという意見をいただきました。

次に5ページをご覧ください。景観形成の主体です。「まちを育てる」視点からとしてあります。の1ですが、何と言っても主体は住民です。景観形成の運動自体が個人や地域を高めるものであってほしいという意見を頂いています。ふるさとづくり、とありますが、このことが地域の愛着心やコミュニティとつながっていくという指摘も頂いています。

の2です。これは先ほどの3ページの基本理念でご覧頂いたとおりです。

6ページ景観形成の対象です。対象といった場合、整理が難しいのですがここでは、部会の議論を踏まえて、記載のとおりとりまとめてあります。

の1ですが、ここでは、景観が自然から与えられるものと加えて能動的に創っていくものである、人工的な環境が自然環境を上回り、景観は自然に良くなるはなっていない、意識的に創っていかないと良い景観はできない、という意見を頂いています。

の2です。ここでは、国立市のマンション訴訟を記載しています。これは昨年12月の東京地裁の判決で、すでに建設されたマンションの最高部高さ43mのうち20mを超す高層部分の撤去を命ずるという画期的な判決です。そのような例を引いて、財産権の制約という部分も考えられるという意見を頂いています。

また、後段では、建築物を作る側の責任、設計に携わる人の技術、提案の指摘も頂いています。

7ページ、景観形成における県のあり方です。これまで見てきていただいた、基本理念や目的などから県が行うべき役割について議論を頂きました。枠の中、まず1つ目のが景観意識の醸成の支援です。

枠の外の1(1)をご覧ください。県の施策にはまちづくの取組み、県土、国土の美しい風景を育てていくという広い視野が求められる、という指摘をいただきました。

次に(2)です。一番下をごらんください。意欲ある人たちが多い反面参加の機会が限られている。県では住民の皆さんが行動に移せる誘導策、情報提供が重要との指摘がありました。これについては、県民意識調査でも活動したいがきっかけがないとか、実際に活動している人でも清掃や草取りなど活動が限られている結果が出ています。

(3) です。景観教育に関してです。P 8 をご覧ください。1 (3) で記載しました。先ほどの目的の部分とダブルとありますが、大人の世代の景観を考えていく機会の必要性から、県での教育の場の設定などの取組みが求められるという指摘です。

7 ページへ戻って頂いて、 2 です。景観の価値観の共有、地域ルールの形成支援ということです。

8 ページの 2 をご覧ください。景観の価値の意識の認識し、地域で共有した地域にはルールができるであろう、その地域住民の皆さんが決めたルールの中では強い規制もあってよいという意見を頂きました。

県としては、そうした地域に即したルールを創っていくための支援が求められるというご意見をいただきました。地域ルールとして、現在景観形成住民協定の制度があります。この協定は地域の皆さんの紳士協定として自主的に行っているわけですが、これをさらに進めて、協定事項がより強い効力を持つような措置を考えたいと思います。

の 3 です。7 ページの 3 をご覧ください。保全すべき地域の指定です。これは、上の 2 に切り離すことが本来できないのですが、地域指定の必要性、指定したら経済支援が図られる、また指定の際には県民全体の意見を求めることにより、指定地域が県全体の財産であるという意識の形成が図れるという意見を頂きました。

の 4 です。市町村との関係です。要約では、ご覧のとおりとりまとめてあります。県の市町村に対するあり方としては、景観形成施策を市町村の仕事として任せるのではなく、ヨーロッパにおける EU の O 2 規制のような、大きな自治体として立場としてやるべきことはある、という視点から、県の目標設定や市町村の指針、誘導の大切さについて指摘を頂きました。

次 9 ページから 12 ページに条例改正の方向性についてまとめてあります。これは第 2 回目の部会において事務局から資料として提示し、議論いただいたものです。

9 ページは、事前協議のプロセスということ。下の手続の流れをご覧ください。開発行為をする場合には、地域に公開や説明会を求め、住民参加のもと地域ルールによる審査を経た上で、法令の手続に入ってもらおうというものです。いわゆるアセスメントの考えです。

次に 1 0 ページ 価値観の共有です。ここで美の概念が出ています。これは誰もが美しいと思うものの概念ということで、数値化することは難しいと考えていますが。そうした概念を条例に規定することにより県民の価値観の共有が図られると考えています。

1 1 ページ。指定地域におけるルール形成です。県としては右側にあるとおり、支援、助成、ルール作り、アドバイザーの派遣などを行うという考え方です。

1 2 ページ。県と市町村の役割分担です。県が担うべき役割は、触媒として市町村の条例制定や景観施策の確立など市町村の取り組みを促す。その一方で県としての基本理念のもと、市町村の誘導や支援をしていくという考えです。県としては同等の届出手続を規定した市町村条例が制定された場合は、県の景観条例を適用除外としております。改正条例についても同じ考え方、市町村が独自に県条例と同等の規定を置いた際は適用を除外する考えです。

資料 2 は、以上でございいます。

唐沢会長

それでは今ご説明があったわけですが、御意見をいただく前に、部会で御検討いただきましたので、樋口さんの方からこれらについて補足や意見などをお願いします。

樋口部会長

ただ今、御説明いただきました。13ページのところにもありますが、第1回、第2回とやりましたが、これを文書として出したわけではなく事務局でまとめていただいたわけですが、最初の四角の囲みではなく後の文言については、それぞれの部会の委員の意見が反映されているというふうに考えていただいています。それをまとめたものが、上に出ている、たとえば3ページでいいますと、四角の中に入っている。4ページも四角の中に入っている。これについては変えたほうがよいかなどというものもありますけれども、一応基本構造としては、部会としてはそれぞれ下側に書いてあるこの内容をいただいたものです、これを事務局側でまとめたものです。まとめにつきましては、各部会の委員さんから意見をいただいたようですが、なかなかまとまらない所もいくつかあったようですけれども、そういう中で、全体としては方向性を打ち出せたのではないかなというふうに考えています。

それから9ページ以降ですけれども、条例の見直しの方向性ですけれども、これにつきましては県の方で我々の意見を踏まえた形で、先程ご説明があったようにまとめたものでございます。それに対して我々は、問題ないのではないかとということでまとめた形で出ているということでございます。それで最後にちょっと、最後の方で議論するようにマスターアーキテクトの話がでてきて、実はこれをどうするのかずっと考えていたのですが、資料2の最初の方にもどっていただきたいのですが、このところではじめにというのがありまして、景観形成の理念とういところで、目的、主体、対象とありまして、実はもう一つ方向とか方策とか施策というものも議論したのではないかと思うのですが、あるいは僕は飛んでしまったのかよくわからなかったのですが、それをですね、この時計文字の と という中で県が具体的に景観形成の理念に基づいて、我々の部会での議論を踏まえ、方策とか方法に当たる部分について、もっと細かく議論すべきだったのかなと思うわけですが、その辺を補うような形で今日、マスターアーキテクトですかをおだしするような、参考資料としてですか、その中で具体的なマスターアーキテクトについて取り上げていただいているんですが、この辺のところについては我々は具体的に議論していないところでして、これについて今日説明いただく中で議論し、これに関連する資料2の方策、方法論を報告する必要があるかも知れないと思っております。

以上です。

唐沢会長

ありがとうございました。それでは今、県の方からの部会の説明並びに樋口部会長さんの方からの補足説明で方向を伺ったわけですが、ここでご質問、ご意見をとる時間ですが、いま部会長さんからありましたマスターアーキテクトですか、この問題につきましては、後半に県の方から説明をいただきます。これからはしばらくの間皆さん方から、この報告に対しましてのご意見やご質問をお受けしたいと思っておりますが、どうぞご発言いただきたいと思っております。

唐沢会長

どうですか、何かご質問はありませんか

上原委員

11 ページなんですけど、指定地域におけるルール形成の中ですね、県による支援・助成・ルールづくり、これにアドバイザーというのがあるんですけど、おととしまでですかアドバイザー制度というのがありましたよね。各地方事務所単位で6 - 7人ですか認定されてやった覚えがあるんですけど、これからはないわけですね。ちょっと聞きたいんですけどこれは新たにまたやるということではないわけですね。

酒井企画員

景観アドバイザーというのは前、景観サポーターというのと同じような意味合いで、景観に関する専門的な知識を持った方を委嘱してお願いしまして、いろんなアドバイスをいただいている経過はありますが、ここでいうその制度を復活させるというのではありません。同じアドバイザーという意味でも、景観といった今までの範疇よりも、まちづくりの要素が入ってきてますので、もうちょっと別の制度で作り直す必要があると考えています。

上原委員

確かこのアドバイザー制度がなくなったというのは、役務費と言うか、手当の関係、そんなかさむ程出てなかったんですけど、そんなようなことを含めて廃止になったということ聞いているのですが、そういうことでいいわけですね。

酒井企画員

専門的な方を含め、サポーター的な方といっしょにやっていこうという事もありまして。それからあと地方事務所では景観指導員ということで兼務なり囑託の方を選び

まして行っています。いろんな御意見がございますので見直しの中でなくなったということですが。

上原委員

実はですね、先日佐久ですね、京都に本社があるパチンコ「マルハン」というのが出来たんですね。4月1日にオープンですか。その時にやはり県の方へいろいろ届を出したんですが、その中でですね、当然、企業とすれば大規模店ということで。その中で私、建築課の皆さんにちょっと相談をいただいて、それで一緒に大きさをみたり、その辺の指導をいっしょにやった覚えがあるんですが、私たちアドバイザーといましても手当が欲しいということではなく、手当無しでも言うなればボランティアという形もありますからね、そんなことも含め、これからもまた、行政と私たちアドバイザー、どんな名称で出来るか分かりませんが、そんな形でやっていければスムーズに出来るのではないかと。皆さんが納得できるのではないかと。そういうことがありましたので、制度は残していきたいなと思います。

唐沢委員長

他に

新井委員

いろいろありますが、この部会の答申全体を通して、この景観という言葉がほんとに皆さん地域住民に認識されているのかという反省に立って、やっぱりこれから景観条例を推進するべきではないかということで、先程、景観アドバイザーもそうなんですけれども、机の上の会議はそろそろ終わりにして、もっとグランドワークじゃないんですけれども、野に出て、活動するところから景観というものを見直さないと、いつまでたってもひとつごとという話の中で終わっちゃうんじゃないかと。ひとつごとという言い方は悪いんですけども、ただその地域がしっかりまとまっていれば、そういうの強い意見が言えるけれども、一部の意思を、行政が法律として支援するという意味ですが、もっと大きな部分、その中で一つの成功例として唐沢町長さんがやられている小布施町などはオープンガーデンという、自分たちで集ってやっているものは、そんなに大それて、地域の景観を良くして行きましょうという意識じゃなくとも、自分の庭先をきれいに作る皆さんをイメージをしてくれて、一緒に楽しみたいというか、そういう地域に密着する意識の中から、地域全体を良くしていくという、その辺の意識の盛り上げを今回の景観条例の見直しの中でしていかないことには、いつまでたっても机の上の会議、それを条例でなんとか強くしていこうというところからは、少し変えて行かないとまずいんじゃないかなということを感じております。

全体的にその地域の、自分たちの地域は自分たちで良くしてこうという、そういう一人ひとりの意識というか感度というものが非常に大切だと思います。

唐沢会長

はい、他にご意見。どうぞ

小坂委員

大変、樋口部会長さんを始め5名の方でいらっしゃいましたか、御努力いただきまして、心から敬意を表したいと思います。

あの、今もちょっと意見が出ておりましたけれども、ちょっと2点ほどお尋ねしたいというか、御意見を承りたいと思います。

まあ、一つはさっき、国立市ですか、マンションの争いについての話がありましたけれども、これについては、まだ争いの最中ではないかと私自身記憶しておりますが、地裁の判決あるいは高裁、最高裁へおそらく行くだろうというところで、この問題は一つは、やはり表現の自由から、そしてまた個性の自由から、まあいろいろなこと、憲法の保障されている問題との兼ね合いがどういうふうになるんだろうなという、非常に大事な問題のように思いますけれども、この辺の御見解がどうかということが一つお聞きをしたいということになります。

もう一つは、これからの一番大事な問題の一つは、県と市町村との役割分担の問題があります。この図式で見ますと、今後は市町村で条例を制定して、それに委ねるという方向性がちょっと見られるわけですが、その方向性でいいのかどうか、そうなりますと現在は住民協定ということがあります。各市町村にも要綱、いろんなものがございましてけれども、この辺について100以上の市町村一つづつ全部違うわけですが、今度は規制される側としてみますと、大変なことになる。各市町村全部違う、という条例に対してどう対応していくか。非常に複雑であろうし、大変なことだと思います。その点お考えとしてお聞きしたいことは、これは標準的な県として、こういう条例になったときに、きちんとしたものについては、それなりに条文化する。市町村より委ねるものについては、それぞれ特徴を出したものに、というような風にお考えなのかどうか。あるいは全てについて条例として市町村条例の中に組み入れてやるのか。まあ、これからのことだろうと思いますけれども、構成員の皆様にそういったご議論があったかどうか、あったとすればどういう部分かであったか伺えればと思っております。

唐沢会長

はい、ありがとうございました。先生の方から先にお願います。

樋口部会長

そうですね、国立の話は景観第一の価値観。という事例としてわかりやすい。

いまおっしゃる表現の自由というふうなところで、日本の憲法はおかしいところがあって、表現の自由を高らかに宣言して、公共の福祉という設定をして、まあ、日本の憲法だけなのですけれども、景観が全体のスタンスとしては、公共的な意味合いを持っている。という意味があって、そこに、できるだけですね表現の自由が内包しているということも6ページのところにでている。それから6ページの2のところのですね、上の大きくまとめてあるところの建築物の外観は公共性を持っているのではないかと、そういう意味であります。

それからもうひとつ、さきほどの条例に関してですが、それぞれの地域で、それぞれ基準が違ってくるだろう。ですから山の中にある市町村、それから大きな都市、当然その規制の内容が変わってくるのは当然でありますので、ですから一律でやっつけますと、単に一律の規制があっては面白くないということになってしまいますので、単にそういう中でそれぞれ、表現の自由ではないですけども、景観の根本についてもそれぞれの個性を大事にする。いわば公共的な自己規制というんですかね、それを大事にしていければ、後はきめ細かい部分の対応であろうと思います。

唐沢会長

はい。ありがとうございました。

小坂委員

ありがとうございました。基本的には、同じ様な気がしますけれども、そう言う今まだ争い中と言うような状況の中での判断どうするか。いま、樋口先生がおっしゃっているように、やはり公共的な立場で考えるというのは非常に大事なことだろうと思いますが、これについては全く同じような気がします。ただそれをしていくに、さっき新井さんがおっしゃっているに、やっぱり自主規制というんでしょうかね、自らこれはね、やっぱり自分達がやっていくんだというようなね、そういう位置付けをどのように作っていくかということが極めて大事な気がしますので、これからもその方向性をしっかりとね、この中に盛り込んでいただければありがたいかなと思います。

新井委員が提起したことに同感であります。

もう一つ、後段の方の、各市町村の問題、先生おっしゃるとおりですね、これだけ100を超える市町村それぞれ置かれている地域が違いますし、また抱えている景観の問題も違います。これよろしいでございましょうか。だからそのとおりでいいんですが、統一する、できる部分とあるいはそうでない部分があるいろいろなことについて、いくつかあると思うのですが。

もうひとつは各市町村毎に特徴を出して頂きたいというのがありますがこの辺の分けが議論になったのかどうなのかということを知りたい。恐縮ですが。

樋口部会長

特に規制に関しては、一律規制はやはり無理があるということには、それからともかくできるだけ、地域の個性を生かすということです。最後の 12 ページですか県主導で県の条例ということで、部会では県主導で県条例を考えていくことになった。それぞれ市町村の地域の中で考えていこうと。その中で合意形成ができたなら条例をまとめていった方がよいということになった。国立の話は入れない方がいいかもしれない。上級審でどうなるか分からないから。

唐沢会長

ありがとうございました。

笠井委員

よろしいですか、おこがましいかもしれませんが、補足。この今の部会でもって今樋口先生がおっしゃった、市町村の問題と県の条例との関係をどうするかっていうのは資料にありました。で、ここではかなり具体的な問題として出たのは、景観創造っていうのは、かなりまちづくり、むらづくりに直接関係するところが多い。けどもその部分まで県が直接行なうんじゃないで、そこは市町村が条例など作ってやる、つまり各市町村毎に独自性があるわけですね。けども全県的に見ると、各市町村でそういう景観、あるいは、まちづくり条例なんなりを作っている中で、県全体として統一するのではなくて、共通する部分が出てくるだろうと、その共通する部分を県の条例に盛り込んだらどうだ、ということが、多分基本的な認識だったんじゃないかなと思います。

唐沢会長

他にございますか。

市町村の条例と県の条例を整合するというのは非常に難しいことだと思いますが、そうかといって地域の指定の問題がでて来る。特に私、見てますと例えば 8 頁の「住民の合意が図られた地域において」というような問題になると地域の住民というのは一体誰なんだということなど、色々な課題がでて来るかなと思います。

平坦地や農山村など地域によって実情が違うので内容も違うと思いますが、県が総合的な判断の中で理念を作っていただいて、できれば市町村が条例を作る場合にそのいくつかを引っ張り込んで具体化できるような内容がいいと思います。

林委員

おっしゃるとおりでございまして、すでに 120 市町村何らかの景観、あるいは環境に関する条例を設けていると思っています。そして、景観と環境というのは切っても切

れない関係にありまして、そこら辺の境が非常に難しいところがあると思っていますし、長野県の景観条例という大きなタイトルがつきますと、長野県の景観のアイデンティフィケーションをしていくような、そういったような内容でないと思いません。従いまして120市町村の、それぞれによかれと思って作っている、いい景観を地域住民あるいは訪れた方に提供しようと条例を作っている訳ですから、それと今度つくる県条例がうまく整合して、できれば相乗効果まで上げられるような条例ができていけば素晴らしいと思います。

また、どうしても景観と環境というのは切っても切れない関係にありまして、特に我々のところは諏訪湖を控えてまして、諏訪湖のアダプトプログラムという、諏訪湖を何十分割かしての里親制度といいますが、それが今非常に実効が上がってきています。諏訪湖の周りのゴミが劇的に減ってきております。そういったことも、これは環境問題であります景観問題でもある。といった問題もありますので、そこら辺の整合も県としてしっかり整えていただければ、かなりいい条例になってくるのではないかと思います。

会長

他にご意見ございますか。

笠井委員

私、過去2回部会で議論してきた中で、今日の資料2は非常に良くまとまっていると思いますが、これが最終的な審議会の報告書ということにはならないだろうと思いますので、まとめるに当たって参考に申し上げたいんですが、一番最初から気になっており部会の議論でも気になったんですが、つまり一番最初にある「長野県の美しい景観は」という部分で「景観」はどのようなものをいっているのかと、定義というところとちょっと適切でないですが、きちんと書いておく必要があるのではないかと思います。そうじゃないと、人によって解釈も違いますし、同じ言葉を使っているが違ってくることに派生しがちではないかと懸念します。特に景観というものは風景とか景色というものに直結する共通意識がありますので、景観というのは人の生活領域、人の生活そのものに直接関わっているところを、文章にするのは難しいとは思いますが、少なくとも一番最初にここでいう景観というのはこういう範囲のものをいいますというのは最終報告書の段階ではあってもいいかなという気がいたします。林委員の意見にもあったように景観と自然景観との兼ね合いがどうしてもでてくると思いますので、景観とはこういう範囲だよというのがやはりいるのではないかと思います。この報告書の中にもすでに入っているんで、うまくもっていけるかどうか。

唐沢会長

今は第3のところ、最初に書いてある「まちを育てることが美しい風景」で、林委員さんがおっしゃられたように風景が自然環境のみならずすべてを含めると。

林委員

さき程事務局冒頭にもCO₂の削減というような話も出てました。ということになりますと、ダイオキシンの問題も当然でてきてしまう、ものすごい範囲になってしまうということだと思います。

それから音ですね。ちょっと話がそれますが、ちょうど1週間前、上田城址公園の夜桜を見まして非常に感激しました。ホテルに帰って来てから何でよかったのか考えてみたら、何の音もなかった。昔子供の頃、アルプスの見えるスキー場で演歌が流れていたという記憶があるんですが、そこまですべてなくなってしまったということで非常に大範囲になると思います。ただどこら辺で切って美しい景観ということにするのか、非常に難しい問題だと思います。

樋口委員

あまり難しく考えない方がいいと思います。

CO₂とかダイオキシンとか、それはCO₂の話でありダイオキシンの話であり、それが美意識と関わってきたときに景観になる、というふうに考えていただければいいのではないかと思います。

騒音というのも当然美意識と関わってくるわけですが、ダイオキシンが即関わってくるかというところ、ごみ処理場から出る煙だとか、今まではあまり意識しなかったものが、ダイオキシンという情報、価値観が入りまして、ごみ処理場の煙というのが気になるものとして見えてくると、というふうになりますと煙に対する見方も化学的な裏打ちで変化して、景観もまた新しい見方で見られるということに変わるわけです。

基本的にはやはり日本の美しい風景というのは、多感覚的といわれていて、色々な感覚を総動員してやるという意識、そういう視点からやはり感性で捉えられる、それは美意識とどう関わってるんだということにあるのではないかと思います。ですから山河の美しさというのも景観でありますし、古い街並みや現代の調和している街並みの美しさもそうです。街を女性が歩いているのも、都市景観です。すべて我々の美意識に関わることで景観と考えればよいのではないのでしょうか。

定義をすると難しくなりますが、広いものだという認識があれば、あまりこだわる必要はないというのが私のスタンスです。

小坂委員

美観風致という言葉がありますが、美観という言葉が今先生がおっしゃったことが共通しているのかなという気がしましたが、見苦しくない、あるいはまた自然が生かされているというようなことが景観という問題で共有しているというような意見を持っていましたが、この辺で県の景観に対する定義づけはどうされているのか、前回の景観審

議会においても景観の定義づけの重要性がでていたと思いますが、その辺りでご意見があれば行政の方からもお伺いしたいと思いますが。

酒井企画員

景観の定義についてはかなりご意見をいただいております。特に笠井委員さんからは環境との関係ですとか、共通認識を持った方がいいというご議論をいただいております。それで現在の景観形成基本計画の中にある言葉ですとか、今までの部会の審議をまとめたものがありまして、そこでは最初は景観の共通認識ということで、景観は自然と人間の諸活動の所産であり、文化の表徴ですと、景観は文化であってもものそのものではありません。このあとは部会の方の議論になるんですけども、景観を論じる際はものをどう人々の感性に訴えて培ってきたか、把握してきたかということが大切であると、すなわちものだけではなくてそれをどういうふうに表示してきたかということであると、で自然的客観的なものとは区別されるんだというご指摘もございました。

その後の議論の中で、景観形成というのは私たちの暮らしそのものですから、貴重な自然を守るように手を付けずにそのまま残しておくということにはとどまりません、と県の良好な景観を守り育てていくには地域の熱意とひとりひとりの理解が欠かせませんと、いうふうに基本認識として最初にまとめさせていただきました。

結局このまとめもわかりづらいというご指摘がありまして、そのあと議ご意見をいただいた、生活の足跡があることで、単なる風景が長野県らしい景観に認識されると、というような表現で共通認識、景観の定義の部分はここに集約されているというふうにご理解をいただければと思います。

唐沢会長

他にございますか。

滝沢委員

これが送られてきたときにはすごくうまくまとまってきたかと、読まさせていただきました。

それで、何か人の関わってくるという部分のところ、私はこの段階でいいのか次のステップのところでもいいのか、不勉強でわからないんですが、もう少しこの人の生活という部分のところ、景観というものが経済という言い方はちょっと違うのかもしれないんですが、価値があるというか、どういう数値になるのかちょっと分りませんが、心地良い景観のところ、生活をするということがいかに価値があるものなのかということをもっとより具体的に表現できないものかなと思っています。

とかく理念的な部分のところではちょっとこの辺がかゆくなるような文章が並ぶということが往々にしてあるんですが、その辺りでももう少し踏み込んだぐっとくるようなものを表現できないものかと、どういった言葉にしていかがはわかりづらいんですが。

そこら辺のところは今度の条例改正の中で、かゆくなるような言葉の羅列ではなくて、より肌にあったような、人の生活といったものが言葉のところに出てたらと。主婦の感覚といえば主婦の感覚なんです、景観のことをやっていて得なんだという言葉、私たちにはメリットがあるんだと、お金とか経済的なより具体的なということではなくて、そういうところで生活していくことが私たちには非常に価値があるんだと、そういったようなところでもう少し肌に合うような、この段階でいいのか次のステップでいいのか分からないんですが、そういうことを感じました。

それから、ここは景観条例の改正ということですが、例えばこの文中にありますように地方分権一括法とか、ほかの市町村が景観条例とは別の意味で規制を加えるみたいな、規制という言い方でいいのかどうか分かりませんが、別の意味で別の法律でそのところをやっていかれることができたりしていますよね、多少甘いにしても。私が県に望みたいのは、ほかの委員さんがおっしゃられたように、総合的な景観についての考え方のあるところで、この課この課ということじゃなく総合的な意味で動いていただきたいと思います。

それと美の概念といった部分のところ、私も上田で市民活動をやっていたときに、みんなで上田らしさって一体なんだろう、どうやってそれを決めるのという話になって。それで全員が一致するということはないよねと、大方の人がそう思ったということがそうだとすることにしようということやっていったわけなんです、ここで「美の概念（原則）を明文化する」というのが、どういう手法をどうとってどういうふうにしていくのかなあと、一端でもお聞かせいただければうれしいかなと思いました。

唐沢会長

今いろいろご提言をいただきました、生活に関わる部分が表現されていないと、まあ若干は表現されているかなと思える部分もありますが、みんなが参加することが重要だとか、建物に対することとか、自然の調和の問題とか、考え方のそれぞれ違いがあるかと思しますので、答申書の中にできるだけ入れてまいりたいと思います。

今最後のところで樋口先生いかがですか。

樋口委員

10頁ですね、これは部会では議論してなくて県の方で出しているものですので、県の方でご説明いただければよいのでは。

中村住宅部長

今滝沢委員の方から最後の方で質問のあった美の概念の問題なんです、たしかに言葉で美の概念を表すのは大変難しいことだと思います。先程の例でいえば神奈川県の実鶴町でいわゆるまちづくり条例をつくっているんですが、そこでは町民の方から実鶴町らしさというものについて言葉で全部挙げていくらしいんです、うちには虫が飛んでい

るとか木が多いとか、そういったことをずっとやっていって真鶴町らしさということでやっていって、そしてまた次の機会ではまた違ったものがでてきて、というのをいくつもいくつもやっていって真鶴町らしさというものを出すということになるらしいんですが、私どもここで言っている美の概念というのは住宅部で所管しているいわゆる景観というだけのものではなくて、企画局でやっている県の中長期総合計画の中でも長野県らしさというものを出そうとしております、それが美の概念とピタッと合うかどうかはともかくとして、そういうような抽象的な言葉にならざるを得ないかなというふうには思っています。ただいずれにしてもそれをもってこの建物がいいとか悪いとかっていう基準までいけるかどうかは分かりませんが、長野県らしさ、生き方も物の形も行動も長野県らしさというものを表して、それがここでいうところの美の概念の基本になるものだろうというふうに考えております。で、それを景観条例の中に盛り込むのか、他の条例等で規定してそれを借りて持ち込むのか、手法の違いはあるかと思いますが、今のところその程度にしか考えておりません。

ただいずれにしても何かそういうものを表すということは必要であろうと。で、2番目にご質問のあった分権の中で市町村が行おうとしている、林委員さんからも市町村それぞれ条例なり、要綱なり持ってやっているものと県の違いはということなんですが、これは部会の中で何回も出てきたことなんですが、私がこの審議会に条例の見直しについて一番最初に申し上げたときに、現行法令で様々な手法があるにも係わらずどうにもならない分野があって、それがどうも景観とかなりオーバーラップしている部分があるんだと、でそれらのものについて市町村やそれぞれのところでいろんな工夫をしているがどうもうまくいかない部分がある、その分野をどうにかしたいということがあるんだというふうに申し上げたんですが、そういう意味でいきますと、先程滝沢委員さんがおっしゃられたように、それぞれの市町村がやっているがそれに対して県が総合的なものでいいのではないかとおっしゃられたこと、多分それではだめであって、市町村もうんと苦労している部分があってそれに対して県がこういうやり方でやったらどうだというのを示そうと、いうふうに考えているわけです。で、県がそういうふうにするとしたことを、そっくり市町村がウンそうだなと、じゃあそれをもうちょっと変えてこういうふうに取り入れていこうということがあれば、それは市町村の条例なり規則なりが優先してもらっても結構なんですけれども、今、景観条例の見直しということで諮問した根底には現行の法体系の中では中々手の届かない部分があると、それが先程の国立の事例にもあるんですが、一審では景観、環境権というか認められたけれども二審、三審といけばどうなるか分からないといった部分なんです、一応どうもそういう分野に何かあるぞということは分かったんですが、それを現行法規の中ではどうも体系的に説明できない、それを景観という形で捕らえてこの条例化をしていこうと、いうようなことで一番始めに申し上げて諮問した訳でございますので、美の基準というのも確かに言葉で表現するという面で困難を伴うものだと思うんですけど、出来るだけ幅広い形で捉えられて、ああそうものだというふうに分かるものができればいいなというふうに考えております。

滝沢委員

ありがとうございました。

ちょっと私の言い方も足りなく、先程の2つ目の現行の法律うんぬんというところもあるんですが、もうひとつ付け加えさせていただければ、上田の原町というところで県の補助を受けてアーケードをとって歩道を整備して街灯を付けましたと。そのときに非常にちょっと問題だなと思ったのが、住民ということで原町の方々の意見が非常に優先されてきたんですね。ただ私が思うには中央商店街のここに原町があっただけで、住民というのはもっと広い意味じゃないかなという気がするんですね。で、ひとつお願いするならば、県の関係も含めてそういったおりに、一方では景観は住民参加だという形でやっているんですが、他方では違う部所の部分で具体的な工事が行われるときに、例えば住民といったときの範囲がどの範囲を指しているのかということをおもったりするのがこれまで多々あったものですから、景観のことと他の部課で行われることについても整合性のあるようなふうをお願いしたいと思います。

それともう一点、美の概念についてなんですが、さき程おっしゃっていただきましたこと、実は私たち市民団体でもやりました、ワークショップ方式でみんなで言葉を羅列して、そうして出てきたところを一つにまとめていくと、例えば水と緑と青空の長野県とか、というふうなところに落ち着くのが結構あって、そこら辺が非常に難しいところだと思うんですよ。美の概念をどう捉えていくかといったところで、大方の人のところでやっていったところで本当に原則と言えるものがどうでてくるかという、皆さんご存じのやり方でやると思うんですが。実際やってみて、でてくる言葉というのは大体同じで、中々難しいんじゃないかなと思います。委員の方々にもご相談していただいたりしながら、原則といったものは慎重に決めていただきたいと思います。

唐沢会長

今の話で部長さん何かあれば。

中村住宅部長

前段の総合調整というか、住民の捉え方のところで、おっしゃることはよく分かりました。

実はそういうようなことも含めてある部局だけで見るとはなくて、例えば原町の問題でいけば、原町は確かに原町の人のもんですが、それは隣の海野町の問題でもあるし、大手町の問題でもあるし、全部が集まって上田市を形成しているわけですから、その町の人たちだけの問題ではないんです。ですから11頁をご覧くださいますと、確かにまちづくりは地域が上がっていくとそれだけのまちの問題ではなくて、狭い地域のルールではあるかもしれませんが、それは上田市の問題であり、もっと言えば東信の問題であり、もっと言えば長野県の問題だという部分で、アドバイザーというかたちで地域のルールづくりに反映させていけばいいなということについては認識しております。

美の原則については、2回の部会の中で私どもが提案した部分もあったんですが、確かに青い空だとか緑だとか水がきれいだとかはそこにあるものそのものとしてはそういうことなんですが、では景観としてそれがいいかどうかという、条例が持たされた使命からみると、水がきれいだからそれを汚してはいけない、空がきれいだからそれを汚してはいけないというんでは、規範としての役に立たないと思うんです。で、そういうものを含めてどうにしたらいいかというところに、きっと起点があって美の原則が出来てくるのではないかという感じがします。

いずれにしても、皆様方に今後も、これを制度にしていく際には十分ご意見をお聞きして、進めてまいりたいと思います。

唐沢会長

はい、はいどうぞ

奥谷委員

あの、今日美の概念の話をしている関係で、それはですねいずれ、先程どなたかお聞きしたかもしれませんが、従前この行政の方で決められるということですか、美の概念というものを。行政の方が担当者が相談して美の概念を規定するという事柄なんですか。

中村住宅部長

私ども決めるということではなくて、それは、成文化という意味でもし、ここで提案しているような形で、そのほうがいいという形で、部会の提案を審議会で、まあそういうふうな事でやってたらどうかというふうになったとしますと、私どもはそれを受けていずれ成文化していかなければならないのですが、それは行政マンとして勝手に書くというのではなくて、今までの審議会の部会でご意見をいただいたような事を踏まえた上で、表現したいと思います。

奥谷委員

どうせやるなら、この際、そういうところを含めて欲しい願いを、単発的な発想にすぎませんが申し上げておきたいんですが、私の個人的感覚で言いますとね、美観、美の意識というんですかね、要するに景観が良いか悪いかという判断の中には、見た目の綺麗と言うことがあります、結局いろいろ共通項を探っていきますとね、丈夫で長持ちするって言うんですかね、がちり作ってあるといいですか、それを非常に記憶してますね。そういうものは、年取る毎に趣が出てくる。そういう概念も入ると思う。

今思いつきで言えば、美を言葉でいうのが難しいということですが、共通項で県民が共有できるものであれば、地域の自然とか文化になじむもの、これは美を規定するのに

包括的で納得できるものですよ。だから慎重に探していけば一応、規定できないものではないですよ。

それと、ついでながら、細かいことで気になることを言いたいんですけれども、たとえば4ページのサステイナブルとありますけれども、この言葉には違和感がありますね。サステイナブルは形容詞でね、日本語でも良いでしょうし、なくても充分だという気がしますしね。

それから、景観を今の時代から次の世代へ引き継いでいくというのが持続可能であるというのは、私若干違うなあという感じがしますね。開発する場合にはそういう持続可能性を考えながらやっていくことになるんですけれども、景観は先から受け継いだものですからね、サステイナブルとは違う気がします。コミュニティぐらいならかなり普及していますからいいような気がします。

それから、細かいことですが3ページの四角の中の先人が築いてきた長野県の貴重な景観はという主語がありますね。その主語は眺めていきますとね、日々の生活の中で築き上げていくものです。とこうなっているんですね。これもなんていうんでしょうか文章的に築くというのは、守り育てるという方が文章的にはすっきりしますよ。それから貴重ななんていう形容詞はいれなくてもいいんじゃないかなと。貴重ななんて自分でいうのも変な話なんでね。これは入れない方がいいんじゃないかという感じがしますね。それから地球全体とか人類共通のとか、私の個人的感覚では不相应な感じがありまして。日本的規模でいいのではないかと。人類共通とか地球全体とか、アフリカの文化と日本の文化とは違いがありますからね。なかなか比較はしにくいですが。日本人は、たとえば長野の人とかはふるさととしてのイメージを持っていると思いますけれども、普通の人のふるさとのイメージかというところもいかなるから、どこまで反映させるべきかという感じがしましたね。細かいことですが3ページも。

唐沢会長

だいたいいろいろ、御意見が出ましたので、引き続きもう少し議論をすることにしますが、先程樋口部会長さんからのご発言にも有りましたが、この検討している中でですね、県議会等々の知事の発言で、マスターアーキテクトについてあったんですが、この点について合わせて検討していきたいと思いますが、県の方から説明をお願いします。

中村景観形成推進幹

それでは、参考資料1をご覧ください。マスターアーキテクトという言葉については、今回初めてお出ししているわけでありまして。条例改正の考え方をまとめるに際してマスターアーキテクトという新たな視点が出てきたために、事務局から提案させていただいたものでございまして、ご審議をしていただければと考えております。マスターアーキテクトを入れた形で条例の答申を頂きたいということがございます。考え方は、参考資料1の趣旨のところでございますが、マスターアーキテクトとは、まちづくりのランドデザインを描く総合的なプロデューサーであるという位置付けをしてございます。ま

ちづくりには、高い理念や哲学、理念に基づく実行力が望まれる、という趣旨でございます。それには、地域住民と共に新たなまちづくりを考えていくということでございます。

制度化の課題としましては3点ほど掲げてありますけれども、県全体のグランドデザインの策定における役割り、住民参加、住民合意に基づいた地域ルール策定における役割り、開発案件の事前協議における役割りにおいて課題があるのではないか、と認識しております。

参考1にございますように、まちづくり、設計システムの際の位置付けでございます。左にありますとおり、設計システムの調整役、アドバイザーになるのではないかとという形で考えております。

それにつきまして、知事の発言を見ていただきます。2枚目をご覧ください。3月5日の高村議員への答弁ですが、これは、住民参加型の新しいまちづくりについて、上田市では市街地再開発事業が行われているが、画一的になってしまっただけでは困る、歴史的、個性あるまちづくり、地域づくりの支援策をどのようにされていくか」という質問の答えでありまして、上田駅前につきましては、市民あるいは上田市民から選ばれた市長さんの高い哲学のもと行われるべきと一義的には考えているということでございまして、しかしこうした基準は見合っていれば許可せざるを得ないという発想の元で一つ一つの建物や連なる街並みは住民の望む方向とは異なる形になってきている。先程部長が法律に合っただけでは許可になってしまうという形のものでございます。そのような中、軽井沢町他いくつかの市町村で環境全体のデザインと設計を考えたまちづくりを推し進めるのではないかと、こうした中でマスターアーキテクトを任命してその考え方のもとに地域住民とともに新たなまちづくりを考えていく、という回答をしております。

また、3月6日の風間議員への答弁でございますが、これについては市街地活性化事業、都市計画を考える上でマスターアーキテクトをどのように考えているか、ということの答えでありまして、中ほどにありますように、小布施町は先駆的な意識を持った企業人や多くの住民が一体となって北斎館周辺の景観を整備した、とか都市計画の専門家を知事が任命してマスターアーキテクトの考えの元、地域住民とともに話し合い新たなまちづくりをしていくというようなことを知事が答弁しているものでございます。

これを受けた形が、前に戻って頂きまして参考2にマスターアーキテクトによるまちづくりのイメージとして掲げたが、一番下に個々の計画、というのがありますが、資料2の9ページをご覧くださいと思うんですが、条例の見直しの方向性として事前協議のプロセスとありまして、この中にどういう位置付けで入っていくのかという図式でありまして、事前協議、審査の段階でマスターアーキテクト的な方が入って一緒に考えていく、基準策定とか、そういうものやっていくのではないかと、それと住民の罷免請求を受けて知事が任命するグランドマスターアーキテクトを位置付けた中で、そういう方とも相談していくという考え方を条例等に反映させていきたいという形の中でお出しした資料でございまして、ご意見をお伺いできたらと思いますのでよろしく申し上げます。

唐沢会長

ありがとうございました。休みを取った方がいいですか。5分ほど暫時休憩とします。

(休 憩)

唐沢会長

それではマスターアーキテクトについて説明がありましたが、前段の景観の話と合わせて御意見があればお願いします。

新井委員

景観は生活の中で積み上がってきたものとの話があるが、日々の積み上げられないのが今の現実。積み上げていくには地域の意思とか合意とか共通認識が必要。共通意識の密度の濃さがその地域の美しさの基準になっていくと思う。基準の文章化より自分たちのまちづくりをしっかりと考えていこうということにエネルギーを注いだ方が健全なまちづくり活動じゃないかと思います。自分たちの地域の将来性だとか方向性だとかやっぱり自分たちで決めていくことが大切で事前協議とか景観協定というのが必要になっている。

マスターアーキテクトは事前協議の制度の中で法律的なものさしの価値判断を出来る人を入れていこうとする考え方だと思うけれども、それはそれでいいと思いますが、今度の景観の見直しの中ではもうひとつ、将来のきまりをつくっていこうのと同じぐらいの大きな意志をもって、地域の人達が自分たちで行動できるネタだとか、理念をかたちにしていく行動の手助けをしていくという辺りをきちっと分けて育てていく必要があると思います。町育て、人育てという部分に景観を下ろしていかないといけないと思います。

唐沢会長

他に

笠井委員

マスターアーキテクトの資料に入る前に、これは知事が制度を導入したいという発言されてるのを受けてなんだと思うんですが、県としてこういう形を制度化しようと考えておられるのでしょうか。そうでなくてこの制度化が決まっているので中身を審議するのか、あるいは制度化するので中身を審議するのか、その点を整理させて欲しい。マスタータ

ーアーキテクトを景観条例の中に反映させていくのかこの辺をもうちょっと教えて欲しい。

唐沢会長

それじゃ部長のほうから考え方を

中村住宅部長

お示した資料 2 の 9 ページと 11 ページを合わせて御覧頂きたい。

わたしども部会の中で 9 ページ以降の資料で検討してたわけですが、それと並行する形で 2 月県会において知事からマスターアーキテクトに関する発言がありまして、私どものあたえられている景観条例というなかで果たしてマスターアーキテクトという知事が議会等で行われている制度を私どもの景観条例に入れたらどうなのか。

部会でも御示ししましたが、事前協議の過程の中でマスターアーキテクトの制度を入れてアドバイスしてもらったらどうかということを考えてわけで、この辺を審議会の皆さんにご意見をいただければと思います。

笠井委員

現行の景観条例の中でもアドバイザー的な人が位置付けられている。これらが機能しているかは、ともかくとして、あらたにアーキテクトと呼ばれる人達が景観というなかできちんと機能していくかは具体的なイメージがないと思うが。

中村住宅部長

事前審査というプロセスの中でマスターアーキテクトというものを位置付けて、その人達の意見によって可否が決まる。集団でもいいし個人でもいいしこのような人達の意見によって可否をきめるよう場所をもうけたらどうか。現行法規で対応できないものに対して景観というくりの中で対応するにはひょっとしたらいいのではないか。この人達が審議に加わり可否まで決めてよいのではないかと考えたわけです。

笠井委員

そういう一つの全体像を検討の中に出していただくと分かる。マスターアーキテクトだけだと他との関係はどうなるのかということが分からない。

唐沢会長

小布施町の例をお話する。うるおいのある美しいまちづくり条例というのがある。

その中にデザイン委員会がある。建築、法律の専門家、デザイナー、一般の主婦が入っている。環境、自然、景観を議論している。建築家の皆さんは、その中の相談員になっている。住宅、店舗を作る場合においてアドバイスをされている。

支援策があり、デザイン委員会で審査をしてオーケーをつける。県の建築主事も入っている。

小坂委員

こういう方々は、非常に権限がある、集中する立場の仕事という印象。これにより弊害がでないか心配である。景観の中で貫いているものは、地域らしさを考えていこうということ。少なくとも市町村の関係の中で解決していく問題である。知事が任命していかなければいけないものなのか。市町村らしさを景観条例の中で書いているのであれば、市町村の仕事としてやるべきではないか。市長、町長が自らこういうことをやっていくということが地域らしさとして必要なのではないか。

どういう方向性でやっていかれるのか分かりませんが、教えていただくことがあればお願いします。

中村住宅部長

今のご質問はもっともだと思いますが、基本的な考え方としまして、県条例をストレートに適用する部分と、市町村が県条例と同じようなものを作って、つまり今の例でいきますと小布施町さんのようにすでにこれと同じようなシステムをつくってやっておられるところについては県条例を適用させないという考え方でございます。

市町村によってかなり温度差があるわけですが、自分のまちは自分でやりますとだけいっていただければそれに越したことはない訳で、県としては全部市町村におまかせしようと思うんです。

ただ、先程滝沢委員さんからもお話があったように、上田市の中でいうと原町と隣の海野町、鷹匠町との整合性をどうするんだという問題が多分でてくると思うんです。それが市町村によってそういう差がでてきたときに、県という立場で出向いて行って小布施町、中野市、高山村といった市町村間の整合を県の条例で図るというシステムを残しておかなければとは思っております。

久米委員

小坂委員さんと同じように疑問点ですが、ひとつは資料の参考1の調整システムの説明がこれだと非常に不足していて、マアターアーキテクト方式や、専門家主導方式等々の違いというのが読みづらくて、その辺の特徴ですとか、何が結果として得られるのか等、もうちょっと資料としていただければシステムを判断できると思いました。

もうひとつは自分たちがやっている建築士会のまちづくりの会議の中で、まちづくりについて専門家の係わり方というのはどういった形が理想なのかということが議論に

なりました。

さっき新井委員さんの発言のように、行動ということに力を貸すこととか、決まりをつくることに力を貸すことが専門家の役割だと思うと、この資料 参考2の中でまずグラウンドマスターアーキテクトがいるのか、それとマスターアーキテクト・まちづくり会議のポジションの位置と、この矢印の向きが非常に気になってくると、さきほど説明のあった9頁から11頁に示されている、審査の段階でマスターアーキテクトが関わってくるべきとか、3の「指定地域におけるルール形成」のときにも「県による支援・助成・ルールづくり」も矢印がひとつの方向で両方に向いてなくて、すごく強制的な感じがするんですね。

まだこういう段階だから概念的なイメージ図だと思いますが、専門家がどういう部分でどう住民に関わってルールづくりに結果を出すポジションとして位置することはかなり重要なことだと思いますので、設定すること自体は間違っていないと思いますので、専門家のポジションの関わり方は様々な会議でもう少し検討していただきたいと思います。

酒井企画員

補足説明 参考1はあくまで言葉の本来の意味を説明したものです。

滝沢委員

そうすると、知事が任命して都市計画等の総合プロデュースにあたるマスターアーキテクトというのはボランティアではなくて、県の予算を付けていただいて、プロフェッショナルとして仕事に当たるというふうに理解してよろしいですか。

中村住宅部長

関わり方の程度は色々あると思いますが、ある部分としてはご質問のように、県がきちんと任命をしてこの町のこの部分について携わってくださいと位置づけをされる人も一部にはあると考えております。

滝沢委員

そのことについて、市町村との関わり方はこの時点ではどういうふうにお考えですか。

中村住宅部長

まだそこまで詰めておりませんが、市町村が県と同じようなシステムを取り組んでやっていただくなら、市町村にすべておまかせします。ところが、市町村が県でマスターアーキテクトを選んで協力してほしいという場合や、市町村ではできないので県でやっ

てほしいということであれば県の条例でやっていくということになります。

久米委員

すごく素朴な疑問なんですけど、その地域や市町村がマスターアーキテクトを選ばませんよね、県が任命した方をこの方がいるからと言われることが果たしていいんでしょうか？

小布施町さんのように、小布施を知っている建築家を選ばれた、その建築家が小布施を良くしてくれるとその地域住民が思っ、町長さんがそれを任命されたということなら、私は非常に理想的だと思うんですけど、

知事の任命するグランドマスターアーキテクトが例えば長野県じゃない建築家が入ってきて、市町村がその方をお願いをして自分たちの意にそぐわない景観になっていったときにはどうしたらいいんだろうと、ちょっと単純に思うんですけど。

中村住宅部長

県が任命したマスターアーキテクトなんてとんでもない、自分たちで自分のことを決めるというのであれば、それはやっていただければいいんです。市町村がやっていただければそれに越したことはない訳ですが、市町村でできないので県でどうでしょうかというときにこうするということです。

久米委員

グランドマスターは知事が選んだ方なんですね。

中村住宅部長

もちろん市町村のご意見をお聞きしたり、地域の皆さんのご意見をお聞きしたりということでしょうが。

これが最終形ということではなくて、知事が議会答弁しているマスターアーキテクトについて、今までの条例の検討課程の議論の中で考えるとこういうことではないかということでご提案したもので、すべてをこのようにするというものではありません。

ただひとつ問題なのが、さき程の滝沢委員さんの話のように上田市の原町、海野町、鷹匠町の問題を市として考えたときにどうするのかという問題は、当然市町村間にもでてくると思いますので、そういう場合には県の出番もあるかもしれません。

よそから来た者にそんなことを言われる筋合いがないというのはそれでいいんですけど、しかし長野県の県民全部から見たときに果たしてそれでいいのかというのはあると思いますので、その部分での県条例での働きというのは若干留保して考えていかなければと思います。

小坂委員

「軽井沢町全体をグランドデザインするマスターアーキテクトと呼ばれる都市計画の専門家を私が任命し」、として方向性をきちんとされている。市町村の要請、要望によってとか、多少入っていれば理解できますが、住民や市町村の意見とどのように調和を図っていくかが心配である。知事の考え、行政の考え、市町村の考え、この辺をしっかりとやっておかないと、景観審議会で議論していいとか悪いとかは、おこがましい。市長さんも町村会長さんもいますから、このへんを調整いただきたい。

唐沢会長

市町村とのかかわりは、部長から話があったとおり市町村が自主的にやればいいことだが、県との調整がありかかわりがあったときに、県が一方向的に任命された方が出てくると困ることになる。特別な人を任命しておくことはいいのではないか。例えば指定をしておくとか、その中から選ぶというような形がいいのでは。あるいは県が調整に入るもの以外とか。どちらかではないか。

林委員

長野県のマスターアーキテクトは、あくまでも長野県のグランドデザインを描く、長野県のアイデンティフィケーションをする人であると思っている。岡谷市はお願いはしていかない。長野県が描いたデザインを岡谷市がどれだけまちづくりに取り入れることができるかということだと思っている。この人に来てもらってああでもないこうでもない、というアドバイスはいい。まちは春夏秋冬違う。まちづくりは住民しか分からない。

新井委員

私の地域で市民が集まってまちづくりの会議を1年くらいやっていた。そこでは、アドバイザーとして横浜から女性が来てもらって、会議の進行の仕方とか、地域の宝物をどうやって見つけていたらよいかという手法を教えてもらった。

今必要なのはまちづくりの機運を高めるために、地域に入って行って手法を教えてくれる人である。頑張っている地域はいいのだが、飯田、下伊那ではなかなか芽が出ない、そういうところで必要なのかと思う。

岐阜県北方住宅は、とんでもない住宅団地。落下傘で下りてきた宇宙人のような人に街を作ってもらっても困る。いい悪いをはっきり言う必要がある。昔からそうだが、景観はいい悪いをはっきりしないといけない。それが言えないところでどういう決まりを作りましょうかということをやっているからなかなかうまくいかない。こういうものがマスターアーキテクトの基本ですよと言われてしまうといりませんよという話になる。もっとその他の部分で基準は必要だと間違いなく思っている。

唐沢会長

景観条例の景観施策のあり方についての答申を出すわけだが、今まで頂いた意見、部会の意見を踏まえて答申を作成してまいりたい。

ただいまのマスターアーキテクトについては、付帯意見として付けていったらどうか。それで知事がどういう判断をされるか。

答申書の案文については、私と樋口部会長に一任を頂いて、事務局ともども作成していきたい。御一任にただけますか。(拍手)

異議なし

唐沢会長

議事の第2のその他ということで、景観に関する最近の事例ということで、事務局から説明申し上げて、御意見がございましたらお願いします。

それでは事務局お願いします。

中村景観形成推進幹

それでは、参考資料の2をご覧頂きたいと思います。最近、去年の12月頃から、景観形成重点地域で届出があったものでございます。

1点目は軽井沢町の長谷エリゾートマンション計画でございまして、概要と致しましては、軽井沢町の桜の沢という地籍で、旧軽の万平ホテルの隣のところでございます。第一種低層住宅専用地域でございまして、これにつきましては浅間山麓景観形成重点地域内に建たる予定です。面積が47,000m²程、延べ床面積で6,900m²、高さ28mのものでございます。状況としましては昨年9月に反対意見等もございまして、これだけの地盤を動かすためには、水害の安全性等、交通渋滞の関係から反対要望も出たりはしております。その後という中で、切り土中心の造成計画という形で変更がされたところです。景観的には山に造成面積も少なくなり、シュミレーションで示したものが3枚目にございますが、山の中腹等にございまして、2枚目には三度山から見た状況を示してあります。この地籍については、三度山と軽井沢駅のところから見えるような状況です。

続きまして、諏訪湖畔の高層マンションの計画でございましてけれども、これにつきましては、広島市のマリモというところが計画しております。概要と致しましては高さ35メートル11階建てのマンションを計画しております。当初は13階建ての計画でしたが11階建てに変更になっております。諏訪市の湖畔どおりの地籍でありまして、第一種住居地域になっております。敷地面積2600m²余、延べ床面積630m²余

となっております。高さについては35mということでございます。若干の地域住民の反対がございまして、最近では地元地区においても工事に対する条件闘争等がありまして、事業者といろいろの工事あたっての話し合いが行なわれております。シュミレーションにつきましては3ページにございますように、景観上どうであるかという中で、下諏訪から見た位置です。下諏訪から見た富士山に対して景観的にはどうかということです。左に計画を予定しているマンションで、中央に日赤がございまして、45mです。計画のマンションは10m程低いという計画です。

つづきましては、中野市のベイシアでございしますが、この概要としましては、地域のシンボルである高社山をバックにした延徳田んぼの中に出店を計画している物配店舗で、中野市の市街化調整地区に隣接した用途地区、無指定の地域でという事になります。これにつきましては、小布施町の境で近い状況にございます。敷地面積は45,000m²余、述べ床面積13,000m²余、高さが13.1mの計画であり、商店街連合会からの出店反対が出されている状況でございます。

現状ではこれら3点ほどが、届出により審議している状況です。今の景観の状況としては以上でございます。

唐沢会長

一応、御説明いただきましたが、何か、ご意見、御質問等ございますか。

特別ございませんか。

林委員

ありません。

唐沢会長

特別意見等ございませんので、このような状況もあるということをご認識いただきたいと思っております。

特別意見等もございませんので、今日の議事の全てを終了することとします。長い時間ありがとうございました。

以上を持ちまして景観審議会を閉会します。

閉会 午後3:40